

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

平成 29 年 2 月

北海道地方環境事務所

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

目次

1. 背景	1
(1) 当該地区の保護及び利用の現状	1
(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題	2
2. 適正利用を図るための基本方針	3
(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標	3
(2) 利用のあり方に関する基本方針	3
(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針	3
(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針	3
3. 利用ルールに関する事項	3
(1) 対象の区域	3
(2) 対象の期間	4
(3) 利用のルート	4
(4) 利用者の指導	4
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項	4
(1) 指標の設定	4
(2) モニタリングの方法	5
(3) モニタリングデータの評価	6
(4) 報告及び公表の方法	6
5. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項	6
(1) 自然観光資源の活用	6
(2) 社会教育・学校教育との連携	6
6. 自然環境の再生、復元などに関する事項	6
7. 利用施設の整備及び管理に関する事項	6
8. その他	7

ることにより、自然環境を保護しつつ適正な利用を進めることが必要と考えられます。

2. 適正利用を図るための基本方針

(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標

松仙園地区は原始性の高い雰囲気のある湿原であることから、このような地域での登山の機会を確保し、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図ることを目標とします。

(2) 利用のあり方に関する基本方針

原始性の高い雰囲気での登山体験を享受する場として持続的な利用を図るため、利用ルールを設定します。また、ヒグマ生息地でもあることから、ヒグマとの軋轢を回避のため、クマ鈴の携行なども利用ルールの中に盛り込みます。

松仙園線登山道の利用者は、歩道の入り口に掲出された利用ルール、注意事項について理解し、利用ルールを遵守し、利用者個人の自己責任の元で行動します。

(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

自然環境の保護を進めるため、利用ルールの設定による効果を計り、自然環境の保護と管理を順応的に進めます。

定期的なモニタリングを実施し、利用による歩道周辺の自然環境への影響や、利用ルールの設定による植生の回復などの効果の程度を確認しながら、利用ルールの内容を見直すこととします。

(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

利用施設の整備及び管理に際しては、沿線の自然改変を極力避けるとともに原始性の高い雰囲気を維持することに留意します。

歩道の施設整備については、湿原植生の保護対策を目的とした整備を中心にを行います。利用ルールが遵守されることを前提として、湿原等への負荷を抑えるために施設の規模は最小限に抑えます。

歩道の管理については、大雪山国立公園登山道管理水準においては、現在、松仙園線登山道は非適用区間となっていますが、大雪山グレード4相当の管理水準で、大雪山国立公園登山道整備技術指針に基づき行うこととします。

3. 利用ルールに関する事項

(1) 対象の区域

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。

(2) 対象の期間

本計画では、毎年6月10日から10月31日までを対象とします。この計画期間のうち、季節毎の登山道の状況に応じ「融雪期」(6月10日から7月13日まで)、「無雪期」(7月14日から9月30日まで)、「降雪期」(10月1日から10月31日まで)の3つに区分します。

「融雪期」及び「降雪期」の期間においては、湿原や登山道への影響の程度が大きいため、自然環境の保護のため供用しません。

これらの期間の見直しや湿原や登山道への影響の程度の状況を踏まえて、見直しを検討することとします。

なお、計画対象期間以外の期間は、積雪により歩道が雪の下に埋まっているため、歩道の管理は行いません。

(3) 利用のルート

利用ルートは原則として、松仙園登山口から松仙園、四ノ沼、八島分岐への一方通行とします。必要最小限の施設整備により植生を保護するため(7. ②参照)一方通行とし、原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の後背に火山(旭岳)を望むといった松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能なように、上り一方通行とするものです。

(4) 利用者の指導

松仙園地区に、外部から動植物を持ち込むことがないよう、衣服、靴などに付着した種子及び土壌の除去に努めるよう指導します。

ヒグマとの突発的な遭遇を避けるため、クマ鈴又は笛を携行するよう指導する。ただし、常に一緒に行動する者が携行している場合は、この限りではありません。

湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないよう指導する。ただし、緊急回避等やむを得ない理由がある場合にはこの限りではありません。

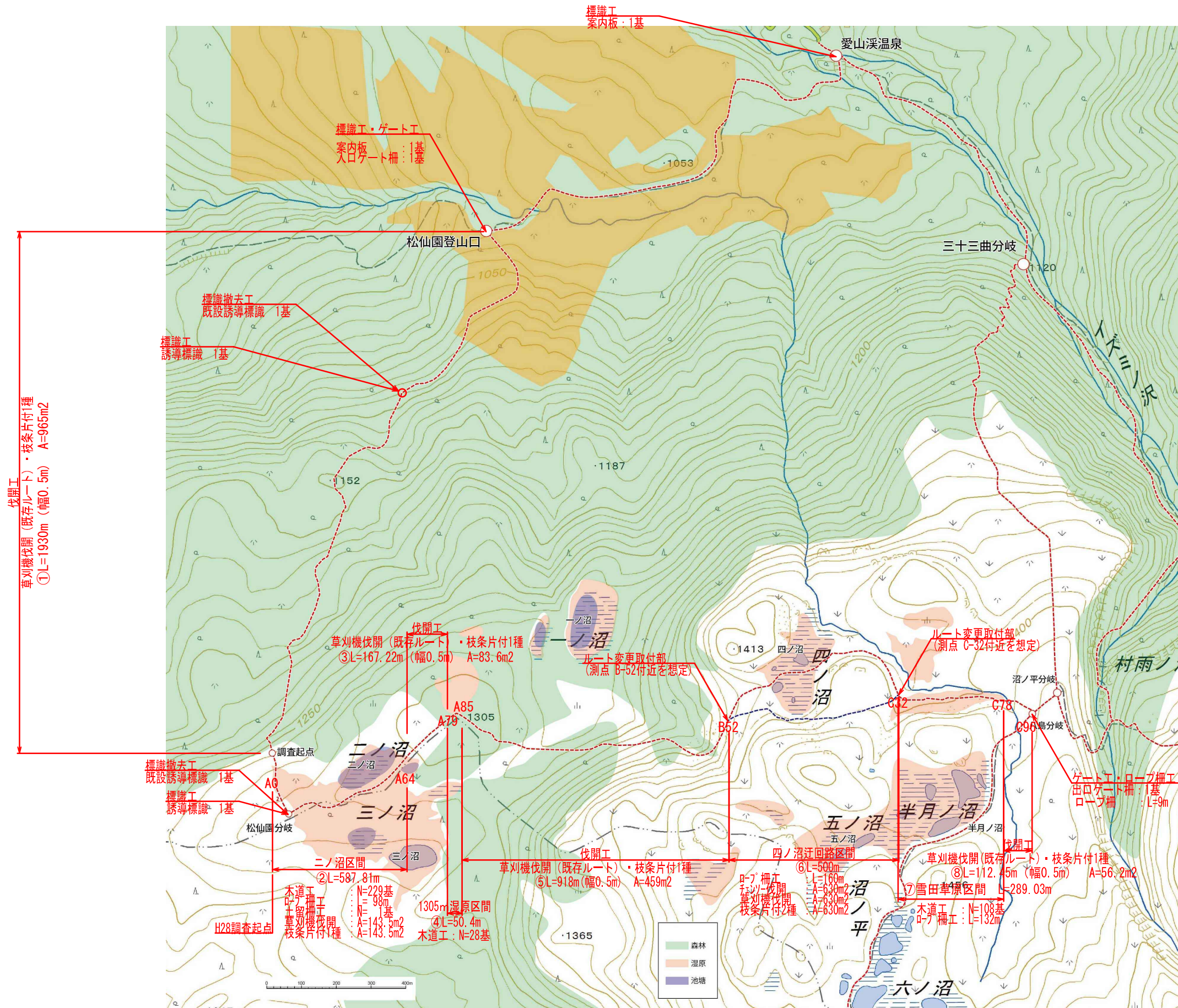
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

(1) 指標の設定

① 自然環境の状態

松仙園地区では、三ノ沼、四ノ沼の湿原域において過去の登山利用による踏圧を受け、一部無植生の箇所が見られ、ミタケスゲなどの代償植生に置き換わっている範囲

全体平面図



全体工事数量

■木道工	敷木道	N=365基
■ロープ柵工	ロープ柵	L=399m
■土留柵工	土留柵	N=1基
■標識工	案内標識	N=2基
	誘導標識	N=2基
■ゲート工	入口ゲート柵	N=1基
	出口ゲート柵	N=1基
■伐開工	草刈機伐開	A=2340m ²
	フェンソー伐開	A= 630m ²
	枝条片付1種	A=1710m ²
	枝条片付2種	A= 630m ²

松仙園線道路(歩道)延長根拠

区間	延長[m]	根拠
①	1930.00	図上算定
②	587.81	測量 A0-A64
③	167.22	測量 A64-A79
④	50.40	測量 A79-A85
⑤	918.00	測量 A85-B52
⑥	500.00	図上算定
⑦	289.03	測量 C32-C78
⑧	112.45	測量 C78-C96
合計	4554.91	

伐開工
草刈機伐開(既存ルート)・枝条片付1種
①L=1930m(幅0.5m) A=965m²

標識撤去工
既設誘導標識 1基

標識工
誘導標識 1基

木道工
N=229基
ロープ柵工
L=98m
土留柵工
N=1基
草刈機伐開
A=143.3m²
枝条片付1種
A=143.5m²

1305m 湿原区間
④L=50.4m
木道工: N=28基

草刈機伐開(既存ルート)・枝条片付1種
⑤L=918m(幅0.5m) A=459m²

ロープ柵工
フェンソー伐開
草刈機伐開
枝条片付2種
L=160m
A=630m²
A=630m²
A=630m²

草刈機伐開(既存ルート)・枝条片付1種
⑧L=112.45m(幅0.5m) A=56.2m²

⑦雪田草原区間 L=289.03m

ゲート工・ロープ柵工
出口ゲート柵 1基
ロープ柵 L=9m

公園名称	大雪山国立公園		
工事名称	平成30年度大雪山国立公園 松仙園線道路(歩道)整備工事		
図面名称	全体平面図	縮尺	1:12000
年月日	平成30年4月	図面番号	1 / 26
会社名		照査	設計
事務所名	北海道地方環境事務所	照査	設計